

神戸大学

教職員組合規約

神戸大学教職員組合規約

(前 文)

我々は大学に働く労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化的地位の向上を目指す。

我々は研究・教育の自由の確保と研究・教育の民主化に努力する。

我々は信義と友愛の精神で固く団結する。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組合は神戸大学教職員組合という。

(組合員)

第2条 この組合は神戸大学に勤務する者ならびに組合が認める者であって、この組合の趣旨に賛同し、みずからこの組合に加入することを選び、この組合の規約に従う者をもって組織する。但し、労働組合法第2条但書1号のいう監督的地位にあると組合が認める者は、組合員となることはできない。

(目 的)

第3条 この組合は組合員の団結および相互扶助により、組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件を改善し、その経済的、社会的および文化的地位の向上を図り、あわせて大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件の維持・改善に関すること。
- (2) 組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関すること。
- (3) 労働協約の締結・改訂と運用に関すること。
- (4) 職場の安全衛生および職場環境の整備・改善に関すること。
- (5) 組合員に対する不利益処分の審査を請求すること。
- (6) 研究・教育の自由、大学の自治の擁護に関すること。
- (7) 同一の目的をもつ組合・団体等との協力・連携に関すること。
- (8) その他、組合の目的達成に必要な事業。

(事務所)

第5条 この組合は主たる事務所を神戸市灘区六甲台町 神戸大学内におく。

(支 部)

第6条 この組合に支部をおく。

2. 支部は総会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定めることができる。但し、支部規約等は中央執行委員会の承認によって効力をもつものとする。

(専門部)

第7条 この組合に職種別等の専門部をおくことができる。

2. 専門部は総会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの専門部規約その他必要な規則を定めることができる。但し、専門部規約等は中央執行委員会の承認によって効力をもつものとする。

第2章 組合員

(加入および脱退)

第8条 この組合に加入しようとする者は、中央執行委員会に加入申込書を提出して、その承認を受

けなければならない。

2. この組合を脱退しようとする者は、中央執行委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

(専従役員組合員)

第9条 組合員でない者が第26条の役員に立候補しようとするときは、中央執行委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

2. 前項の者は役員に選出されたときに組合員となり、役員でなくなったときはただちに組合員としての資格を失う。

(組合員の権利および義務)

第10条 組合員は、組合のすべての問題に参加し、すべての活動に参加する権利、および均等の取り扱いを受ける権利を有する。

2. 何人も、国籍、信条、人種、宗教、性別、門地または身分によって、この組合に加入する権利または組合員の資格を奪われない。
3. 組合員は、役員、総会代議員および中央代議員を選挙し、またはこれらに選挙されて就任する権利を有する。
4. 組合員は、総会、中央代議員会、中央執行委員会、中央選挙管理委員会に自由に意見を申し出て、これらの会議を自由に傍聴する権利を有する。
5. 組合員は、組合員の20分の1以上の連署をもって、中央執行委員会に会計書類の閲覧を請求し、これについて質問する権利を有する。
6. 組合員は、組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催物に参加する権利を有する。
7. 組合員は、総会、中央代議員会および中央執行委員会の決議に従う義務を負う。
8. 組合員は、総会で定める組合費、その他の費用を納入する義務を負う。

(組合員資格の喪失)

第11条 第9条に定める者を除く組合員であって、神戸大学に勤務をしなくなった者は組合員の資格を失う。但し、本人の意志に反して解雇され、その地位について係争中の者は引き続き組合員であることができる。

(制 裁)

第12条 組合員であって次の各号の一に該当する者は、総会の議決により権利の停止または除名の処分を受けることがある。

- (1) 組合の規約または機関の決議に違反した者。
 - (2) 組合の規律を乱しまたは運営を妨げた者。
 - (3) 組合の名誉を汚した者。
 - (4) 組合員としての義務を怠った者。
2. 前項の場合、中央執行委員会は査問委員会を設置する。査問委員会は事実を調査し、本人の弁明を聴取した上で、制裁勧告書を中央執行委員会に提出する。中央執行委員会はこの勧告書を審議し、総会の議決に付するか否かを決定する。
 3. 査問委員会の構成等、制裁に関して必要なことは別に定める。

(地位および権利の回復)

第13条 総会の議決により処分を受けた者は、総会の承認により、地位、権利を回復することができる。

第3章 組織および機関

(機 関)

第14条 この組合に次の機関をおく。

- 総 会
- 中央代議員会
- 中央執行委員会

中央選挙管理委員会

(総会)

第15条 総会は組合の最高決議機関であって、総会代議員で構成する。

2. 定期総会は毎年6月に中央執行委員長が招集する。但し、中央執行委員長は次の場合には臨時に総会を招集しなければならない。
 - (1) 中央執行委員会が必要と認めたとき。
 - (2) 中央代議員会の決議があったとき。
 - (3) 監査委員が組合財産の状況について招集を要求したとき。
 - (4) 組合員の10分の1以上が審議事項を示して要求したとき。
3. 総会の議長および副議長は出席代議員の互選により選出する。
4. 総会代議員は組合員の中から各支部ごとに、組合員10名未満は1名とし、10名をこすときは10名ごと、およびその端数は5名以上1名の割合で選出する。
5. 中央執行委員は総会に出席し、議案について説明し、また質問に応じなければならないが、議決に参加することはできない。

(総会の審議事項)

第16条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 運動方針の決定および事業報告の承認。
- (2) 予算の決定および決算の承認。
- (3) 組合役員と中央選挙管理委員の選任および解任。
- (4) 他の組合・団体等との連合、連合体等への加入およびそれからの脱退。
- (5) 組合規約改廃の発議。
- (6) 組合員の制裁。
- (7) 組合の代表権の委任。
- (8) 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- (9) その他、以上に準ずる重要事項。

(総会の成立)

第17条 総会は代議員総数の過半数の出席で成立する。

2. 総会の議事は出席代議員の過半数の賛成で決定する。但し、前条(5)、(6)、(8)については直接無記名投票による代議員総数の過半数の賛成を必要とする。

(中央代議員会)

第18条 中央代議員会は総会に次ぐ決議機関であって、全中央代議員をもって構成する。

2. 中央代議員会は中央執行委員長が次の場合に招集しなければならない。
 - (1) 中央執行委員会が必要と認めたとき。
 - (2) 中央代議員の5分の1以上が審議事項を示して要求したとき。
3. 中央代議員会の議長および副議長は中央代議員の互選により選出する。
4. 中央代議員は組合員の中から各支部ごとに、組合員20名未満は1名とし、20名をこすときは20名ごと、およびその端数は10名以上1名の割合で選出する。
5. 中央執行委員は中央代議員会に出席し、議案について説明し、また質問に応じなければならないが、議決に参加することはできない。

(中央代議員会の審議事項)

第19条 中央代議員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 運動方針の具体化。
- (2) 労働協約の締結・改訂と延長等に関すること。
- (3) 争議行為に関すること。
- (4) 総会の決議により委任された事項。
- (5) その他、中央執行委員会または中央代議員会が必要と認めた事項。

(中央代議員会の成立)

第20条 中央代議員会は中央代議員の3分の2以上の出席で成立する。

2. 中央代議員会の議事は、出席代議員の3分の2以上の賛成で決定する。但し、同盟罷業に関しては、前段の手続きをしたのち、全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央執行委員会)

- 第21条** 中央執行委員会は組合の中央執行機関であって、中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、中央執行委員および特別中央執行委員をもって構成する。
2. 中央執行委員会は総会と中央代議員会の決議を執行し、またその他の緊急の事項を処理してこれに関し総会および中央代議員会に責を負う。
 3. 中央執行委員会は必要のつど、中央執行委員長が招集する。但し、中央執行委員長は中央執行委員の5分の1以上が審議事項を示して開催を要求したときには、これを招集しなければならない。
 4. 中央執行委員長は中央執行委員会の議長となる。

(中央執行委員会の審議事項)

- 第22条** 中央執行委員会は次の事項を審議決定する。
- (1) 総会および中央代議員会の決議に基づき、組合の事業執行に必要な事項。
 - (2) 総会および中央代議員会に提出する事項。
 - (3) その他、中央執行委員会が組合事業の遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

- 第23条** 中央執行委員会は中央執行委員の過半数の出席で成立する。
2. 中央執行委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成で決定する。

(書記局その他)

- 第24条** 中央執行委員会に書記局を置く。また必要に応じて部または専門委員会をおくことができる。
2. 書記局は書記長、書記次長、および書記をもって構成し、次の事務を行う。
 - (1) 組合経費の予算の編成、予算の執行、決算書の作成、その他会計経理に関すること。
 - (2) 組合員名簿に関すること。
 - (3) 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理、その他庶務に関すること。
 - (4) 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。
 - (5) その他、書記局事務に関すること。
 3. 専門委員会は重要な問題について調査研究し、その結果を中央執行委員会に報告する。
 4. 書記局および各部・専門委員会の内部組織は別に定める。

(中央選挙管理委員会)

- 第25条** 中央選挙管理委員会は総会で選出された3名の中央選挙管理委員で構成し、次の業務を行う。
- (1) 選挙の公示に関すること。
 - (2) 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。
 - (3) 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
 - (4) 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。
 - (5) その他、選挙管理に必要な事項。

第4章 役員および組合職員

(役員)

- 第26条** この組合に次の役員をおく。
- | | |
|----------|-----------|
| 中央執行委員長 | 1名 |
| 中央執行副委員長 | 2名 |
| 書記長 | 1名 |
| 書記次長 | 1名 |
| 中央執行委員 | 別表1に定める人員 |
| 監査委員 | 3名 |

特別中央執行委員 必要に応じて若干名

2. 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。
3. 中央執行副委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 書記長は書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。
5. 書記次長は書記長を補佐し、組合の一般事務を処理する。
6. 中央執行委員は中央執行委員会を構成し、その業務を分担する。
7. 監査委員は組合の監査機関として決算の報告を受け、組合の資産および会計を監査し、その結果を中央代議員会および総会に報告する。
8. 特別中央執行委員は中央執行委員長の要請により中央執行委員会の業務を援助する。

(役員選挙)

- 第27条** 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、特別中央執行委員は、自由に立候補した組合員その他の候補者の中から組合員の直接無記名投票により選出される。この選挙は中央選挙管理委員会が管理する。
2. 前項の選挙は組合員数の過半数の投票によって成立する。
 3. 第1項以外の中央執行委員は、各支部および各専門部において自由に立候補した組合員その他の候補者の中から組合員の直接無記名選挙により選出された候補者を総会で承認することにより選出される。
 4. 監査委員は総会で選出される。

別表 1 中央執行委員

組合員	100名未満の支部より——1名
	100名以上の支部より——100名毎及びその端数につき各1名
専門部より	——1名

(役員任期および兼任)

- 第28条** 役員および中央選挙管理委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。但し、補欠により就任した役員の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。
2. 役員は任期満了後であっても、後任の者が就任するまでその職務を行うものとする。
 3. 役員は他の役員の地位を兼ねてはならない。
 4. 中央執行委員は総会代議員または中央代議員を兼ねてはならない。
 5. 役員は総会の議決によって解任されることがある。

(専従役員)

- 第29条** 中央執行委員会は第26条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(組合職員)

- 第30条** 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。
2. 書記は書記長の指示により業務に従事する。

第5章 会 計

(経 費)

- 第31条** この組合の経費は組合費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
2. この組合の予算および会計経理について、必要な手続きは別に細則で定める。
 3. 組合費、その他の費用は総会において定める。
 4. 寄付金の授受は中央代議員会または総会の承認を要する。

(会計年度と報告義務)

- 第32条** この組合の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。
2. 定期総会には会計報告を、資格を有する公認会計士の証明書を付して行わなければならない

ない。この会計報告は、すべての財源、使途、主要な寄付者の氏名および現在の経理状況を示すものでなければならない。

第6章 附 則

(規約の改正)

第33条 この組合規約の改正は、総会による発議ののち、全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名の投票により、組合員の過半数の賛成をもって行なう。

(解 散)

第34条 この組合を解散しようとする場合は、全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名の投票により、組合員の過半数の同意によらねばならない。

(細 則)

第35条 中央代議員会はこの規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(施 行)

第36条 この規約は2004年6月25日より施行する。
2. この規約の施行初年度において、旧神戸大学教職員組合規約（1975年12月20日施行）によって選出された役員は、この規約によって選出されたものと見なす。
3. この規約改正は2011年4月1日より施行する。